○江南丹羽環境管理組合職員定数条例

「昭和44年3月3日] 、条例第3号]

改正 昭和 46 年 7月 2日 条例第 3 号 平成 19 年 2 月 19 日 条例第 1 号 昭和 48 年 7 月 4 日 条例第 5 号 昭和 56 年 9 月 3 日 条例第 5 号 昭和 57 年 3 月 31 日 条例第 1 号

第1条 この条例で「職員」とは、管理者、議会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方 公務員(副管理者及び会計管理者を除く。)をいう。

平成13年3月1日 条例第1号

(職員の定数)

(定義)

- **第2条** 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、議会及び監査委員の事務部局の職員は、管理者の事務部局の職員において兼ねることができるものとする。
 - (1) 管理者の事務部局の職員 23人
 - (2) 議会の事務部局の職員

書記長 1人

書記 1人

(3) 監査委員の事務部局の職員

書記 2人

2 前項に規定する定数には、休職者を含まないものとする。

(職員の定数の配分)

第3条 前条第1項各号に掲げる当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定めるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則(昭和46年7月2日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 7 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 9 月 3 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 31 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年2月19日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。